

新旧対照表

○指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則

新	旧
<p>(文書の交付に代えることができる電磁的方法等)</p> <p>第2条 条例第9条第2項(条例第42条の3、第47条、第59条、第63条、第79条、第89条、第98条、第113条、第115条、第135条、第146条、第152条第2項(条例第181条、第181条の3、第188条及び第204条(条例第216条において準用する場合を含む。))並びに条例附則第29項において準用する場合を含む。)、第221条第4項、第243条第4項、第263条、第265条及び第276条において準用する場合を含む。)に規定する規則で定める方法(以下「電磁的方法」という。)は、次に掲げる方法とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)に係る記録媒体をいう。)</u>をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法</p> <p>2 (略)</p>	<p>(文書の交付に代えることができる電磁的方法等)</p> <p>第2条 条例第9条第2項(条例第42条の3、第47条、第59条、第63条、第79条、第89条、第98条、第113条、第115条、第135条、第146条、第152条第2項(条例第181条、第181条の3、第188条及び第204条(条例第216条において準用する場合を含む。))並びに条例附則第29項において準用する場合を含む。)、第221条第4項、第243条第4項、第263条、第265条及び第276条において準用する場合を含む。)に規定する規則で定める方法(以下「電磁的方法」という。)は、次に掲げる方法とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに記録する方法に準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法</u></p> <p>2 (略)</p>